

## 令和5年白老町議会第1回定例会2月会議会議録（第1号）

令和5年2月6日（月曜日）

開 議 午前10時50分

散 会 午後 0時20分

---

### ○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 決議案第 1号 白老町議会の解散に関する決議（案）
- 第 4 議会運営委員会の審査報告について  
陳情第 1号 白老町議会の自主解散に関する陳情書

---

### ○会議に付した事件

- 決議案第 1号 白老町議会の解散に関する決議（案）

---

### ○出席議員（14名）

- |           |             |
|-----------|-------------|
| 1番 久保一美君  | 2番 広地紀彰君    |
| 3番 佐藤雄大君  | 4番 貳又聖規君    |
| 5番 西田祐子君  | 6番 前田博之君    |
| 7番 森哲也君   | 8番 大淵紀夫君    |
| 9番 吉谷一孝君  | 10番 小西秀延君   |
| 11番 及川保君  | 12番 長谷川かおり君 |
| 13番 氏家裕治君 | 14番 松田謙吾君   |

---

### ○欠席議員（なし）

---

### ○会議録署名議員

- |          |          |
|----------|----------|
| 5番 西田祐子君 | 6番 前田博之君 |
| 7番 森哲也君  |          |

---

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（なし）

---

### ○職務のため出席した事務局職員

- |       |          |
|-------|----------|
| 事務局 長 | 本間 力 君   |
| 主 査   | 八木橋 直紀 君 |

---

◎開議の宣告

○議長（松田謙吾君） 本日2月6日は休会の日ですが、議事の都合により、特に第1回定例会2月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時04分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、5番、西田祐子議員、6番、前田博之議員、7番、森哲也議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

◎議会運営委員長報告

○議長（松田謙吾君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から本日の本会議前に開催した議会運営委員会での、本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会小西秀延委員長。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小西秀延君） 議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に行った議会運営委員会の経過と結果について報告いたします。

令和5年白老町議会第1回定例会は、3月31日まで休会中ではありますが、会議条例第6条第3項の規定により、休会中にかかわらず議事の都合により2月会議を開くこととしたところがあります。

本委員会での協議事項は、令和5年第1回定例会2月会議の運営の件であります。

定例会2月会議に付議され、提出されている案件は、議会関係として、陳情審査報告と決議案の2件であります。

陳情審査報告については、1月16日の定例会1月会議で本委員会に付託され、委員会規則第21条に基づき、陳情審査を行った結果報告であり、決議案は会議規則第8条に基づき、議員2名以上から1月25日付で、議長に議案が提出されたものであります。

これらの議案の取り扱いの協議結果は、同じ内容である議案のため、議長の判断で決議案を先議として取り扱うこととし、本日の議事日程といたしました。このことから2月会議の再開は本日1日間とするものであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松田謙吾君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。  
これで委員長報告は報告済みといたします。

---

◎決議案第1号 白老町議会の解散に関する決議(案)

○議長（松田謙吾君） 日程第3、決議案第1号 白老町議会の解散に関する決議(案)を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

10番、小西秀延議員。

[10番 小西秀延君登壇]

○10番（小西秀延君） 決議案第1号 白老町議会議長、松田謙吾様。

提出者、白老町議会議員小西秀延。

賛成者、吉谷一孝議員、広地紀彰議員、久保一美議員、氏家裕治議員、長谷川かおり議員、大淵紀夫議員、森哲也議員、佐藤雄大議員、西田祐子議員。

白老町議会の解散に関する決議(案)。

表記の決議(案)を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

白老町議会の解散に関する決議(案)。

私たち白老町議会議員は、選挙で選ばれた町民の代表者として、町民の意見を的確に把握するとともに、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならないと考える。

議会は、民主主義及び地方自治体の根幹をなす重要な機関であるにしても、現在の地方自治体の行財政の実情、あるいは住民感情といったものを考慮したとき、議会自ら襟を正し、率先して行財政改革を図っていかなければならないし、また、そうすることが社会の情勢でもあると考え、白老町議会ではこれまでも多くの課題に向き合い、議会自らの権能により議会改革を積極的に推進してきている。

このたび現職町長が本年1月16日付けで辞職されたことにより、3月に町長選挙が行われることとなったが、一方で町議会議員の選挙は任期満了を迎える10月に町長選挙と異なる日程で行われるため、町民の声として、投票者の利便性と経費節減を考慮すべきとの意見が多くなっている。

このことから、町民の意見に配慮すべく、議会として、経費削減以外でも町民の町政に対する関心も高くなること、投票率の向上につながることも考え、私たち議員自ら、約9か月の任期を残し自主解散を行い、町長選挙と町議会議員選挙の同時選挙を行うことを選択した。

よって、令和5年3月5日に執行される白老町長選挙に併せて、白老町議会議員一般選挙が同時に執行できるよう地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条の規定に基づき、本日をもって白老町議会の解散する。

以上、決議する。

令和5年1月25日。北海道白老郡白老町議会。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） まず初めに、私は、同時選挙を否定するものではありません。このたびの同時選挙については、議会による法令に基づく議論が不足していると捉えております。そのことから、議会にて法的根拠に基づきしっかりとした議論を経て、次回の選挙にて同時選挙にすべきとの考えであります。

そこで、提出者の小西議員に伺います。地方公共団体の議会の解散に関する特例法第1条では、「解散の請求に関する世論の動向にかんがみ」と規定されております。特例法の要旨については、このように解釈されております。読み上げます。「議会の議決による解散の制度が、議会のみ判断によって濫用されることを防ぎ、もって地方自治の本旨にもよりよく添い得るようになるものであり、そのため議決による解散は、当該地方公共団体の住民による議会の解散請求の運動が開始されるなど、世論が著しい高まりを見せた場合に行い得るものとした。」というものであります。住民運動として、リコール請求には高いハードルがあることから、リコール請求に準じて町民からの署名活動による多くの署名筆数によって陳情があった場合には、世論の動向にかんがみと考えられていますが、「世論の動向にかんがみ」の条文をどのように判断されているのかを伺います。

もう1点ございます。特例法第1条には、こうも書かれております。「住民の意思を聴く方途を講ずるため」とあります。町民の皆様の声を聴くすべについてです。町民の皆様の意思、声をいかにして聞き取るのかは、とても重要なことでもあります。

私の有権者への聞き取りでは、このたびの議会解散について、賛成の声とともに反対の声も届いております。ここで議会として、特例法ともう一つ重要視すべきことは、町の憲法であると考えられるものであります。町民が主体となった協働のまちづくりを推進するため制定された町の憲法である白老町自治基本条例の協働の原則は、情報共有の原則と住民参加の推進の2本柱であります。議会の責務として、不断の議会改革を定め、議会運営のあるべき姿が示されております。そこで2点目の質問となりますが、本決議案はまちの憲法である自治基本条例の協働の原則に基づき、まちづくりの主体である町民の皆様に対して、経費の問題だけではなく、法的根拠や議会機能の低下のおそれなど、情報共有をしっかりとしたうえで多くの町民の声を聴き、議会として議論が進められたのか。このことがしっかりとされたとの認識なのか、お考えを伺います。

○議長（松田謙吾君） 10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） ただいまの貳又議員の質問に答えさせていただきます。1点目の質問でございます。期間について、本当に議会の中で十分に議論がされたのかというご意見がございました。この件につきましては、1月16日に町長が辞職をされたことで、正式な議論はその後となりました。これは長い期間かという長い期間ではないと私も思います。ただ、昨年12月2日に代表者会議がございました。その席において、「町長がもし辞職されるようなことがあれば、このような決議案を提出させていただきたい。各会派で議論を始めていただきたい。」という旨のことを私自身から伝えております。12月2日からとなれば、2か月以上たっております。十分に会派内で議論できたと思っております。通常3月の定例会では、一般会計、特別

会計、企業会計など数百件に上る事業を3週間、4週間程度で議論し賛否を採ります。2か月あれば十分に議員の皆様にも、そして議員の皆様が町民の皆様いろいろなことを聞ける期間もあったと私は判断しております。

また、即座に町民が思っていることだと言って、賛同していただける議員も多かったと捉えております。そのような結果で、期間が短く熟慮ができなかったということに対しては、この件については当たらないと私個人は考えております。

また、住民の意思ということですが、今回町民からも陳情書が提出されております。個人名ではありますが、町内会長をされている方たちが連名で提出されているところも、私は大きな評価をしているところでございます。反対の方もいらっしゃるという貳又議員のご意見でしたが、私のところには反対の方は、町民の方ではいらっしゃいませんでした。「効率も良くなる。」「足の悪い方も2回のところ1回で済む。」「経費も安くなる。」「職員も2回選挙をやるよりは、その分町民に対する事業をしっかり行う時間も担保できる。」いろいろな意見が私のところへも寄せられました。そのようなことで、町民の意思というのは、どちらかというとも早くできる決議、こちらを私は選択させていただいております。

町民からの住民投票の件も貳又議員からございましたが、有権者の3分の1の署名を集めなければならない。そして、住民投票もこれからやらなければならない。などのことを考えれば経費は倍になります。時間は何倍にもなります。そこは町民の意思を酌み取る私たち議員の仕事ではないかと判断をしております。

もう一つ、法的根拠につきましては、さまざまな専門家の方、北海道議長会事務局にも照会して、先例が少ないこともございまして、さまざまな確認をさせていただいております。これは白老町できちんと話し合っ、決める権利があるものだという法的根拠をいただいております。その上で、私は議会運営委員会、そして本会議に上程させていただいていることをここで示させていただきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） ほかに質疑はございませんか。

11番、及川保議員。

○11番（及川 保君） まず申し上げますが、私は本決議案にある町長と議会議員の同時選挙については、本来はそうあるべきとの考えであります。しかしながら、ただいま小西議員からありましたように、十分な議論が尽くされたとは言えないという思いであります。選挙となればさまざまな準備が必要であり、仮に、新たに挑戦しようとする町民がいたとすると、立候補の芽を摘んでしまう可能性があるのです。今地方議会は、議員の成り手不足が大きな問題となっているときです。さらに過疎化と人口減少が進む中で、議員定数の削減や報酬問題、成り手不足の解消などさまざまな喫緊の課題が蓄積しているのです。そこで、今回の決議案の提出者である小西議員に2点伺いたいと思っております。

1点目ですが、たとえ選挙費用などのメリットがあるとはいえ、限られた期間の中で町長選挙が3月5日だから議会議員選挙も同時にという考えはあまりにも拙速で乱暴ではないかと疑問を持たざるを得ません。町長が不在の今、議会が解散することによって町政運営に空白が生じるということと、このようなきこそ議会が一丸となって町政を支えなければならないと思

うからです。この考え方をどのようにお考えになるかが1点。

2点目に、選挙は3月5日ではありますが、今日を含めると残り28日しかありません。冒頭申し上げたように選挙にはさまざまな準備が必要です。新たな挑戦を目指そうとする若い方や女性の方々がいたときに、新しい芽を潰すことになりかねないおそれがあります。既にちまたでは名前まで飛び交っておりますが、選挙は町民に等しく公平であるべきであり、自分たちのものではありません。4年に1度の選挙です。私たち先輩議員は、準備ができず立候補を断念せざるを得ないという状況を絶対につくってはならないと考えておりますが、この2点について小西議員のお考えを伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 及川議員の質問にお答えいたします。冒頭、やはり協議の時間が足りないのではないかとのご発言もいただきました。このような形になりますと、どうしても時間が短いということに重きを置いて、だらだらと決まらないということが、行政は時間がかかるという町民に指摘される1点ではないかと思っております。重要なことは、短期間であろうとも、短期間といっても先ほど言ったとおり2か月以上考えていただく期間はあったはずで、きちんと答えを出すべきときに答えを出すのが議会の責任ではないかと考えております。

また、町政に空白ということでもございました。3月会議で審議されるものについては、きちんと時間は取れるものと考えております。それでなければ、私はこのような形で提出させていただくことは考えませんでした。決められるものはきちんと決める。その時間もあると判断しております。

また、選挙についてです。選挙はいろいろな形がございます。平成15年にも白老町は議会を解散しております。そのときに不公平だなどという話はなかったのではないかと記憶しております。選挙が決まれば、その意志を持つ者は短期間であろうが、長期間であろうが、きちんと立候補は考えるものだとは私は認識しておりますので、その辺はお互い厳しい戦いになるかとは思いますが、それが公平な選挙だと考えております。

○議長（松田謙吾君） ほかに質疑はございませんか。

6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 私は、同時選挙は理解しています。今ここで議論されていますから、議論を踏まえた上で判断しようと思っております。

そこで、提出者に伺います。小西議員は、12月に会派代表者会議で伝えたと言っています。中身について異論は言いませんけれども、このようなことはありましたが、前町長は1月16日に辞職されました。町長が辞職する前の1月10日に議会の自主解散に関する陳情書が提出され、所管の委員会で1月18日、25日に審査しています。今日、上程されている決議案については、町長が辞職した同日の1月16日に小西議員から、議会の自主解散に関する決議案を提出したいとして、議会運営員会に資料として決議案が配付されました。その後1月25日に白老町議会の自主解散に関する決議(案)が提出され、そして今日の本会議に議案として上程されています。

この間、議会自ら進んで解散という重大な議案にも関わらず、議会全体でしっかりと十分な議論が一切ないまま見切り発車的に事が進んでいました。このような状況において、議会の解

散に関する決議は拙速過ぎると思います。町民の意向を聴き、議会でしっかりと議論を尽くし、議会として全会一致を目指して方向性を定めるということは考えられなかったのでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 議会での討論の時間、協議の時間が短かったのではないかとのご指摘をいただいております。先ほどからお答えしているとおおり、正式な提出は1月16日でした。ただ、町長が辞職され、議会議員選挙と町長選挙がばらばらになってしまうことは、12月2日の代表者会議の後、私が各代表にお話を持っていくその前から皆さんはある程度分かっていたことかと思えます。町民の方もご存じの方が何人かいらっしゃいました。そのような時間の経過の中で、協議の時間が短かったのではないかとのご意見もいただきました。これ、同趣旨のものを1月16日の本会議で陳情として議会運営委員会に付託されております。同趣旨のものが、時間が足りなくて答えが出せなかったかと考えれば、全会派一致で採択すべきもの、これは実現可能なものだということで、議会運営委員会で採決されております。私は、これが事実だと思っております。時間がなかったからできないというのではなくて、陳情には拘束力はありませんが、議員の皆さんが実現可能な課題であると全会派一致で合意できるもので、時間が足りなかった、協議が少なかったとは当てはまらないのではないかと考えています。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 時間がなかったという点であります。そうであれば、会派代表者会議12月と言われていますが、これについては本来会派の会議で議論する、公の平場で議論するというふうにはなっていません。内容については割愛しますが、本来このような事案は時間のある、ないは別にして、通例でいくと本来所管する委員会への付託や特別委員会で調査、審査するという扱いがこれまではされてきました。私は、議会の解散についても議会として議員全員で議論する場があると思っておりました。先ほど申し上げましたとおおり、一切の議論がないまま今日に至っています。なぜ議論がなかったのかと思っております。もし、今日解散になったら、先ほど同僚議員も言っておりましたが、3月5日の投票日まで26、7日しかありません。このように非常に厳しい状況にあって、極端に選挙準備期間が短く、その準備ができず新人候補等の出馬の機会がそがれるおそれもあります。立候補を断念する可能性もないとは言えません。やはり町議会への挑戦の機会を狭める原因にもなるのではないかと思うのです。

一方で議会は、議会改革として議員の成り手不足対策に取り組んでいます。このことを考えると、どうなのでしょう。議会は平成元年から第5次議会改革に取り組み、議論を重ねてきました。しかし改革の柱である議員定数と報酬の見直し、議員の成り手不足対策については、今の議会で結論を出さないことにして、今年の11月以降に先送りをしました。ご承知のとおり選挙は町民、議会にとって重大なことであります。今回の町長選挙、10月の町議会議員選挙を経験し、それを踏まえて議会で十分検証し、町民の声を聴き、時間をかけてしっかり議論することが不可欠ではないでしょうか。

士幌町は4月の党一地方選挙で、投票箱を乗せたワゴン車が有権者の自宅を訪問する移動式の期日前投票を導入することを決めています。先駆的な取組をしています。選挙経費や投票率の向上も含めて、同時選挙については次期に向けて議会改革の重点項目に取り上げて、議員定

数と報酬の見直し、議員の成り手不足対策と併せて総合的に検討・議論すべきではなかったでしょうか。次期に向けて時間はないとおっしゃいましたが、時間をかけて十分議論し、町や町民、そして議会に一番よい形にすることについては考えられたのでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 前田議員の質問にお答えいたします。先ほども若干説明させていただきましたが、私が今回のこの決議案を提出させていただいたのは、町民の方々を第一義に考えているからです。なぜかと言えば、今回の決議案が否決となれば、行われる選挙が3回になります。それをきちんと効率的に行うことを、時間がないから次でいいという考えのほうが町民の意思に反するのではないかと考えて、今回早くから行動をさせていただいたところです。そして3回になれば選挙事務費用も1,200万円ほど多くかかります。これは町民の負担になります。今やらなければ確実に1,200万円という経費はかかってしまいます。4年後にこの経費が削減されるということはありません。それがきちんとした理由の一つでもございます。

そして、町民の方々、健全な方は歩いて投票に行くことはさほど大変なことではないのかも知れません。しかし現在は投票率が低下している中にございます。きちんとした投票率の高い選挙を目指すのであれば、やはり同時選挙が一番望まれることにございますし、体の不自由な方のご負担も避けることができる。さまざまなことを考えて提出をさせていただいております。

白老町の住民の方たちに行う事業、本当に多くて、職員の時間が足りないというお話もいただいております。そのような時間も選挙に充てるのではなく、きちんと事業に充てられる、そのような効率的なことも考え、「次でいいのではないか」ということに逃げるのではなく、時間がなくてもきちんと町民の意思には答えを出そうという姿勢のほうが、今の白老町議会には正しい道なのではないかと判断をさせていただき、この決議案の提出に至ったところにございます。それは、提出者、賛成者10人が同じ意思で、そのようなことを言っている方は10人の中にはおりませんでした。町民のためを第一義に考えようという意思で提出しております。

○議長（松田謙吾君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 今質疑された部分で、お互いの考え方がかなり理解されたかと思いましたが、賛成討論があるとのことでしたので、本来反対討論は無理にしなくてもいいのですが、このような場ですので反対討論だけはしておかなければいけないかなと思ひまして、本決議案に対してこれまでの議論を聞いた中で、やはり反対の討論をしたいと思ひます。

本決議案の根拠となる地方公共団体の議会の解散に関する特例法は、2条しかない法律です。この法律の趣旨には、「議会の解散の請求に関する世論の動向にかんがみ」とあります。世論の



動向の意思表示、行動原理、同時選挙を求める住民の多くの署名が必要との解釈が主流を示していると言われています。住民の署名活動により、何割かの署名が寄せられてリコールに相当すると判断された場合、そのような解釈になっています。確かに4名による陳情がありましたが、世論の動向をかながみますと、議会のみでの判断で制度を濫用することはあってはならないと私は思っております。

この議員提出決議案の経緯について、先ほど小西議員は会派代表者会議にかけたと言いましたが、それは各会派で議論されたところもあるだろうし、あるいはなかったところもあるかと思えます。その結果は集約されているかどうかは分かりません。会議規則により、議会の解散に関する決議案を議会に提出するので協議を願いたいと、1月16日に開催された議会運営委員会で決議案が配付され、私は初めて知りました。決議案の内容を見たとき、なぜこのぎりぎりのタイミングで出てきたのかよくわかりません。ただ、先ほどの質疑で提出者の考え方は理解しました。そして、1月25日に自主解散するための決議案が議長に提出されました。先ほども申し上げましたが、1月25日から今日、議案審議されるまでの11日間、議会議員全体での議論は全くありません。一切の議論がないままに今日に至っています。事の重大性をかながみますと、議会全体でしっかりと十分な議論をもって対処すべきではないでしょうか。首長は病気やリコールなどさまざまな理由で辞職することがあります。任期がずれることはよくあります。そのたびに議員は辞職して町長選挙に合わせなければいけないのでしょうか。

もし、今日2月6日の解散となると、3月5日の投票前日まで26日間しかなく、極端に選挙準備期間が短く、現職に圧倒的有利であります。女性や若者など多様な新人候補は出馬の準備が整わず、10月の選挙を視野に立候補しようと準備していた人にとっても、3月5日の選挙は本当に不利だと思います。10月ならと考えていた新人の芽を潰すことになることが憂慮されます。選挙は町民、議会にとって重大なことであります。民主主義の根幹である選挙、これを今回同時にすることで議員の政策・公約をしっかりと町民の皆さんに訴える期間が極端に短くなります。議員と町長、これは町民が直接選挙で選ぶ二元代表制という制度であります。選挙というのは私たちのこれからの暮らし、将来に深く関わる町に行く末、方向性を決める大事な民主主義の土台であります。議員は、町長が提案する施策について町民の声を聴き、町民の代表として厳しく審議、チェックし、そして議決するのが仕事です。政策提案も議会議員の仕事であります。同時選挙は経費の削減や手間を省くという点は確かにありますが、選挙というのは議会の本質にかかわるものであります。同時選挙を行うために、議会の自主解散に向けての決議案の提出にあたっては、素早い対処になっております。

一方議会は、平成元年から第5次改革に取り組み、議論を重ねてきました。改革の柱である議員定数と報酬の見直し、議員の成り手不足等については、今の議会で結論を出すことなく、今年の10月の選挙で改選された議員で取り組むべきと、先送りされた状況になっております。このことをかながみますと、同時選挙については、次期に向けて課題とすべく議会改革の項目に取り上げ、議論を進めるべきではないでしょうか。今回の町長選挙、10月の町議会議員選挙を経験し、それを踏まえて議会で十分検証し、町民の声を聴き、時間をかけて議論することが不可欠ではないでしょうか。選挙費用の予算の節約というならば、ほかにもっと削減するとこ

ろがあるのではないのでしょうか。町全体をよく見てどのように町政を運営していくかという深い議論をしていくべきだと思います。当然、議員自ら身を削ることも求められます。これらのことを含めて次期に向けて議会改革の項目に取り上げて、議員定数と報酬の見直し、議員の成り手不足対策と合わせて総合的に検討すべきではないのでしょうか。次期に向けて時間をかけて十分検討し、町や町民、そして議会にとって一番よい形にすべきではありませんか。

ただいま申し上げた理由により、今回の議員提出決議案についての反対討論といたします。

○議長（松田謙吾君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

9番、吉谷一孝議員。

〔9番 吉谷一孝君登壇〕

○9番（吉谷一孝君） 会派いぶき、吉谷一孝です。私は、決議案第1号 白老町議会の解散に関する決議(案)に賛成の立場で討論いたします。

この決議案が、議会運営委員会等で討論されてきました過程において、十分な議論の時間が必要、議論が不十分というような意見が出ておりました。しかし、本当に時間的な問題が重要なのでしょうか。私はそのように考えておりません。

今回の決議案は、前町長の辞職に伴い正式な議論とならざるを得ない事情がありました。しかし、この議論は昨年12月2日の代表者会議終了後、会派いぶきの小西代表により各会派代表へ、「町長が辞職となれば、町長選挙、議会議員選挙を同時に行うための決議案を提出する予定であり、各会派でご協議いただきたい。」との申し入れをしております。その時点から既に2か月以上の日数が経過しております。通常例年の3月会議では、一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算、合計金額にすると100数十億円、数百件に上る事業、懸案事項を3、4週間程度で成立させております。過去における町長不信任、議会の解散もテーブルに上がった時点からそう時間がかからず行われてきました。重要な懸案であっても、公正で効果的、効率的であるべきと考えます。

また、違う解散の方法を検討したのかというご意見も聞かれます。地方自治法第5章、直接請求、第2節、解散及び解職の請求がございますが、これは有権者の3分の1以上の署名を集め、選挙管理委員会にその代表者が届け、一般的にいう住民投票を実施するという大変労力と時間と経費が必要とされます。現状の白老にマッチするとは到底考えられず、決議案提出に至ったと認識しております。

以上のことから、今回の決議案は非常に妥当であると判断し、賛成させていただきます。

○議長（松田謙吾君） ほかに反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論はありませんか。

13番、氏家裕治議員。

〔13番 氏家裕治君登壇〕

○13番（氏家裕治君） 公明党、氏家裕治です。私は、決議案第1号 白老町議会の解散に関する決議(案)に賛成の立場で討論をいたします。

反対討論の中で、世論の動向等々のお話がありました。今回提出された町民の陳情審査に関わって、議会運営委員会の議論させていただいた中身については、先ほど提出者の小西議員からありましたが、世論の動向と各地域の代表の方々、そのような方々の陳情の思いというのは、私は同等のものであると捉えています。そのような中で議会運営委員会に付託され、そこで議論ができなかったというのはどのようなことなのか。私には理解できません。ましてや前回の議会運営委員会で、陳情の願意を取り違えるような発言がありました。このようなことにおいても、私は今回の決議案に対して賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

この度、前町長が本年1月16日付で辞職されたことに伴い、このままでは3月に町長選挙、4月に統一地方選挙、10月に町議会議員選挙と1年に3回の選挙が行われることとなります。この前の議論からの継続になりますが、私たちは今回、その年3回の選挙を、町長選挙と町議会議員選挙を1本化して年2回の選挙とすることで経費を削減して、そして町民の利便性を向上させ、関心を高め、投票率の向上にも期待できると考えている。また、選挙の回数を軽減できれば、先ほどの繰り返しになりますが、町職員の労力の削減にも寄与することとなり、その分政策議論や町民のための事業に取り組むことは間違いございません。

そして、今回は18歳以上の方が参加する初めての町政選挙となります。若い世代の政治参加意識を育む意思をもって、政策ベースで町長、町議会議員を選んでいただく新しい選挙としていくべきではないでしょうか。今回、同時選挙を実現できれば4年後には統一地方選挙との併合の可能性も出てまいります。より効果的、効率的な選挙を目指していけるものであります。先ほども平成15年の選挙のお話があったとおり、私も平成15年4月の統一地方選挙で初めて議員になった一人であります。その半年後、町長不信任案を議会が提出し、議会が解散された。この半年間の議員生活の中で新たな選挙を迎えるのは大変なことであります。ですから、この短い期間の中で新人議員がどのような思いで挑戦するかということは、私も十分理解できます。

我々白老町議会は、平成9年より、議会が自らの権能によって議会改革に取り組んでまいりましたが、これまでも全国初の通年議会の導入や議会条項と一体となった自治基本条例の制定など、他自治体からも先駆的と評価され、多くの議会関係者の視察先として受入れ対応を行っております。その自負のもと、このたびの決議案に対しては、多くの新人議員も賛同する中で決議案であります。重く受け止めるべきものであります。同時選挙を自らの権能で実現させることが町民の望むところであり、議会のあるべき姿であると考え、決議案に賛成いたします。

○議長（松田謙吾君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） これをもって討論を終結いたします。

これより、決議案第1号 白老町議会の自主解散に関する決議案を採決いたします。

この採決は、無記名投票により行います。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

〔「動議に賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 今回の動議は、議会運営基準にきちんと書かれている議長の宣告に対す

る異議です。会議規則に書かれている中身でございますので、当然そのような視点から何点か議長に質問をいたしたいと思えます。

1つは、町民の皆様から提出された陳情書は、議会運営委員会全会一致で、採択すべきものとされております。

2つ目、特別議決は、陳情の趣旨と全く同じであります。これを無記名投票にする根拠、議長の考え方を明確にさせていただきたいと思えます。なぜかという、会議規則の第66条は、表題が「記名及び無記名の投票」となっております。当然、記名投票も可と私は理解をしております。そのような点でこの採決は、私は記名投票ですべき。これは町民の皆さんの陳情ですから、そのような形ですべきだと思っております。

3つ目、陳情の議決は過半数、自主解散の議決は出席議員の5分の4であります。その重さが全く違う中で、町民の皆様から出されたこの陳情の趣旨、そして、これを議論する議員の責任は大きいものがあります。民主主義の視点からも、私は記名投票にすべき。きちんと町民の前に反対、賛成を明らかにすべきだと思えます。

4つ目、議長は常日頃町理事者に対して、「町民の意見を聞きなさい。」「内容をきちんと報告せよ。」再三再四言っておられます。それはそのとおりだと思えます。同時に今回の町民の陳情書は、社台・白老・北吉原・竹浦という4つの町内会長さんから提出されています。私は、これは重く受け止めるべきであろうと考えています。

5つ目、議長の立場は公平公正でなければなりません。私は、そのような議長を今回選出したと考えています。確かに、「議長が必要あると認めるときは無記名投票ができる。」となっております。しかし、これは今まで議論されているように多くの人たちがきちんと議会の中でも議論してやらなければだめな中身なのです。

ですから、そのような中で現在行われている議長権限の行使は、私は議長の独断であり、議会運営委員会の議論方法をも否定するような危険な動きだと考えます。民主主義からの逸脱だと考えるかどうか。そこは議長の立場としてはっきりしていただきたいと思えます。

その点を、私は動議として出し、この議長の宣告に対する質問といたします。

**○議長（松田謙吾君）** 大淵議員の質問にお答えいたします。町民の陳情がどうだというお話がありましたが、今回の議会解散の町民の陳情と議会の決議案。私が議会の決議案を優先したのは、これは同じ願意ですから、議会の決議案の重みを優先いたしました。

それから、5分の4の賛成、これは地方自治法で4分3以上の出席で、5分の4の願意のほうを優先する。このようになっております。

無記名投票の根拠であります。挙手と起立と投票、この3つがあるわけですが、今回、議長も投票できるということで、議長が挙手や起立をするよりも、無記名投票がよりいいだろうということで、無記名投票にいたしました。

町民の意見、先ほどからいろいろな議論があるのですが、確かに社台・白老・北吉原・竹浦の4名の町内会長さんが連名で、解散に対して陳情書を提出されました。4名の連名の陳情書がいい、悪いではないです。これだけ大きな、重い、解散に関する意見が4名でいいのかと。1万5,000人の町民、有権者が1万人以上いると思えます。その中で4名の連名でいいのかと。

私は、2,000人、3,000人の署名が必要だと思います。いくらここで先ほどから、町民の意見がある、ないの議論をしておりますが、きちんと2,000人、3,000人の署名が提出されて、この陳情があるべきだ。このような思いです。

大淵議員に申し上げます。地方自治法第104条による議長の議事整理権及び白老町議会会議規則第65条により、議長の判断で無記名投票としますので、ご異議は認めません。

〔「議長、発言」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） そのことはいいのです。議長権限ですから。ただ、会議規則の第66条では、「記名及び無記名の投票」となっているのです。私が言っているのは、議長権限で宣告するのはいいのですが、その宣告に対する異議を私は申し述べることができるのです。私はほかのことはいいのです。なぜ議長が記名投票ではなく無記名投票を選ぶのか。その根拠を明らかにしてほしい。議長の考え方、根拠を明らかにしてほしいと言っているのです。私はこれだけ。これ以外のことは聞けないのです。分かって聞いています。記名投票にしない理由です。

○議長（松田謙吾君） お答えいたします。私がなぜ無記名にするのか。先ほどひとつ言いました。私は議長の名前を出してもいいのですけれども、議長としてここで手を挙げたり起立したりするよりも、無記名にした方がいいだろうという判断なのです。

8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 聞いていることが違うのです。私は、記名投票にしないでいいと言っているのです。名前を明らかにした投票にしないでいいと言っているのです。それを議長が選ばなかった理由を明確にきちんと話してくださいということなのです。議長にも投票権があるのだから、そこにおいて挙手採決ではなくて記名投票にすればいいだけの話です。なぜそれをしないのですか。私は今、挙手採決にしないでいいと言っているのではないのです。無記名ではなく記名投票にしないでいいと言っているのです。そこを明確にしないと町民の皆様に対して誰が賛成して、誰が反対したか分からないからきちんとしないでいいと言っているのです。それは議会の責任です。それぞれの議員の責任です。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後12時01分

---

再開 午後12時02分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 議会運営基準の中に、今説明されたとおり地方自治法第104条ではそのようになっています。私も知っています。

ただ、議会運営基準の第2章第3節の動議の16項に「議長の宣告に対する異議は、法律または会議規則に規定するもの以外は申し立てできない。」となっているのです。ということは、法律及び会議規則に基づくものは申し立てできるとなっているのです。当然、地方自治法が上位

法ということは十分承知の上です。しかし、そうであれば、議会の民主主義はどこで保障されるのか。議長の権限、恣意的な議長の考え方で無記名投票にし、それが町民の皆さんに明らかにならないとなるのです。ですから、今の状況で言えば、宣告のことも理解しております。

だから、先ほど言ったようにこれから起立表決をなささいなどと言っているのではないのです。ただ、町民の皆様が分かるような、議員のそれぞれの態度が分かるような、そのような表決の仕方をなぜしないのですかと私は言っているのです。そこだけはきっちりしないと。

なぜそうなるか。議長は公平公正なのです。今後トラブルが起こったときに、議長はその権威を使って無記名投票にしたとなるわけです。今回の場合は、初めから無記名投票という、議会運営委員会の中でそのような形を取られたので、なぜそのようなことになるのかということを知っているのです。上位法がそのようなになっていることは分かっています。そのような中で、白老町の会議規則があるわけですから、上位法に反することはできないかもしれないが、そのような町民の皆さんの気持ちを議長は公平公正な立場で受け止めた、そのような議事運営をしなければいけないのです。私はそのことを言っているのです。

○議長（松田謙吾君） 私、先ほど異議を認めませんと言い切っているものですから、議長の判断で無記名投票といたします。このまま進めたいと思います。

これより投票を行います。

議場の入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（松田謙吾君） ただいまの出席議員数は14名であります。

立会人を指名いたします。

会議規則第26条の規定により、立会人に1番、久保一美議員、2番、広地紀彰議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（松田謙吾君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

○議長（松田謙吾君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票用紙に、本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第67条の白票の取扱いにより、「反対」とみなします。

点呼に応じて順次投票願います。議長席に向かって右から順次登壇して投票し、左側から議席に戻ってください。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

[事務局長の点呼により投票]

○議長（松田謙吾君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番、久保一美議員、2番、広地紀彰議員の立ち合いをお願いいたします。

[開 票]

○議長（松田謙吾君） 念のため申し上げます。本案の議決については、地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条第2項により、議員数の4分の3以上の者が出席し、その5分の4以上の者の同意を必要とします。現在の出席議員数は14名であり、議員数の4分の3以上の者が出席しております。

また、出席議員数の5分の4は12名であります。

投票の結果を報告いたします。投票総数14票、賛成10票、反対4票。

以上のとおり、5分の4に達しません。

よって、決議案第1号 白老町議会の解散に関する決議（案）は否決されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

---

#### ◎議会運営委員会の審査報告について

○議長（松田謙吾君） 次に、日程第4、議会運営委員会の審査報告について、陳情第1号 白老町議会の自主解散に関する陳情書の取扱いについて申し上げます。

ただいまの決議案第1号が同じ内容で既に否決とされておりますので、議会運営委員会の審査結果に関わらず、陳情第1号 白老町議会の自主解散に関する陳情書は、不採択されたものとみなします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

議長より念のため申し述べておきます。明日2月7日から3月31日までの間は休会となっておりますのでご承知願います。

本日はこれをもって散会いたします。

(午後 0時20分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 西 田 祐 子

署 名 議 員 前 田 博 之

署 名 議 員 森 哲 也